東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.51

発行：東濃西部広域行政事務組合

新成人が狙われる消費者トラブル

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、２０歳になった若者（成人）からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。

２０歳は未成年者契約の取消しという保護がなくなる年齢です。まだまだ社会経験の乏しい若者が、悪質業者に狙われ、消費者トラブルに巻き込まれることが相談件数増加の要因です。

友人関係を利用したマルチ商法、キャッチセールスによるエステ契約、SNS を通じて知り合った人とのデート商法などの事例は、よくあるトラブルです。

契約はいったん結ぶと、契約当事者として責任が発生し、一方的に「やっぱりやめたい」と思っても容易にやめることはできません。成人として契約責任を負う立場であることを自覚し、安易な気持ちで契約することはやめましょう。

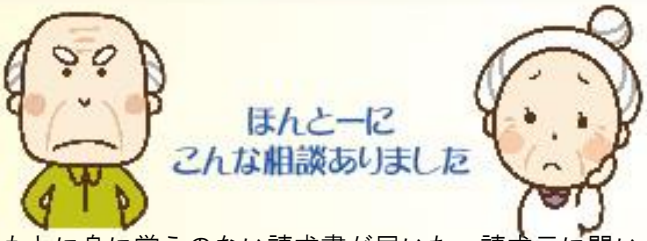

父のもとに身に覚えのない請求書が届いた。請求元に問い合わせると、父がネット通販で購入したおもちゃの代金だという。父はネットをやらないし、おもちゃも手元にない。請求元が運送会社に荷物の確認すると、途中で送り先が変更になり、他県に配送済みであった。

なりすましによるネット通販の被害です。何者かが被害者の名をかたり、ネットでおもちゃを購入し、配送途中を見計らって商品の転送をしたと考えられます。この相談では、商品発送後に請求書が届き、代金を支払うという決済方法を利用していました。インターネットと多様な決済手段を組み合わせたこのような被害はますます増える傾向にあります。疑問に思うことがあればご相談ください。

12月の相談件

新規・継続合計　（■=10 件 ▮=1 件）

店舗購入	■■■■▮▮▮▮▮▮▮▮47 件
訪問販売	▮▮ 2 件
訪問購入	▮ 1 件
通信販売	■■■▮▮ 32 件
連鎖販売	0 件
電話勧誘	▮▮▮▮ 4 件
送り付け商法	0 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	■▮▮▮ 13 件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時　間／10:00～16:00　相談料／無料
相　談／原則予約制　予　約／相談を受けたい窓口
※原則、相談は住居地ですが、住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日　多治見市役所本庁舎 くらし人権課／22 - 1111

火曜日　瑞浪市役所 生活安全課／68 - 9748　金曜日　土岐市役所 広報広聴係／54 - 1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合　消費生活巡回相談事業